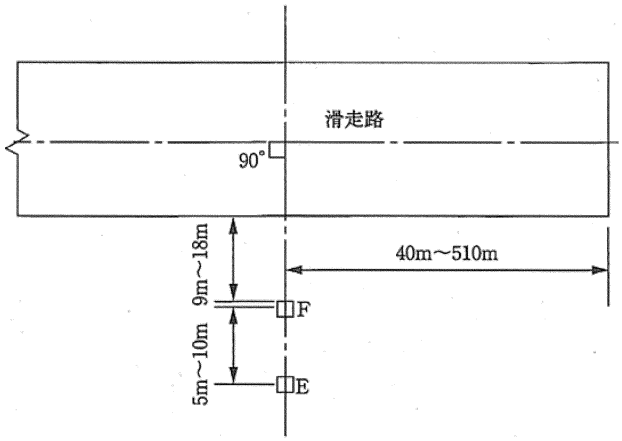
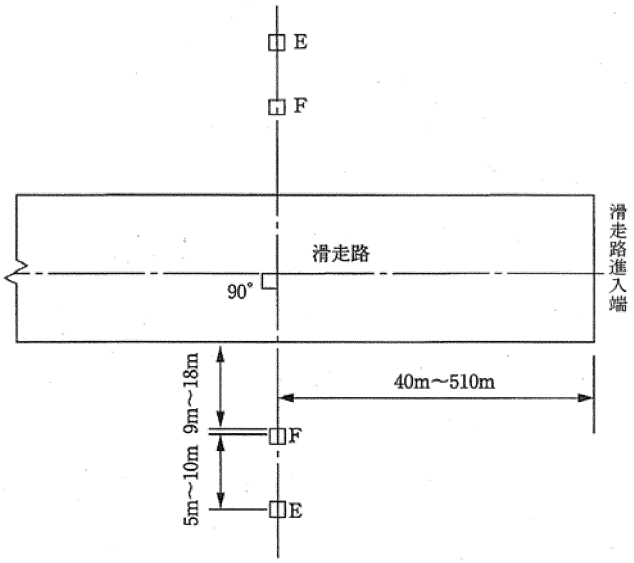
第百十七条第一項第三号ニ㈢ａの第四図及び第五図を次のように改める。

第4図




第5図




第百十七条第一項第三号ヘ㈠中「滑走路末端」を「滑走路進入端」に改め、同号チ㈡ｂ中「滑走路終端（着陸しようとする航空機から見て先方にある滑走路末端をいう。以下同じ。）」を「滑走路進入端の手前にあるものにあつては航空赤の、滑走路終端」に、「、航空黄」を「航空黄の不動光」に改め、同号チ㈡ｄ中「ただし」の下に「、航空赤の灯光にあつてはその十五パーセント以上」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同号リ㈡ａ中「滑走路末端」を「滑走路進入端」に改め、「進入区域側」の下に「及び滑走路終端から滑走路中心線の延長線側」を加え、「直線上滑走路灯列の」を「直線上滑走路灯列線又はその」に改め、同号リ㈡ａ（一）中「延長線に」の下に「対し」を加え、「滑走路灯列の」を「滑走路灯列線又はその」に改め、同号リ㈡ａ（二）中「滑走路灯列の」を「滑走路灯列線又はその」に改め、同号リ㈢ａ中「滑走路末端」を「滑走路進入端」に改め、「進入区域側」の下に「及び滑走路終端から滑走路中心線の延長線側」を加え、「滑走路灯列の」を「滑走路灯列線又はその」に改め、同号ヌ㈠中「滑走路末端灯列」の下に「（滑走路進入端を示すものに限る。ル㈠において同じ。）」を加え、「滑走路灯列の」を「滑走路灯列線又はその」に改め、同号ワ㈠中「滑走路末端」を「滑走路進入端」に改め、同号カ㈠中「滑走路末端」を「滑走路終端」に改め、同号中ユをメとし、オからキまでをクからユまでとし、同号ノ㈢中「ナ㈢」を「ラ㈢」に改め、同号中ノをオとし、キをノとし、同号ウ㈤中「ナ㈢」を「ラ㈢」に改め、同号ウを同号キとし、同号ム㈣を次のように改める。

㈣　光柱光度は、二百カンデラ以上であること。

第百十七条第一項第三号中ムをウとし、ネからラをナからムとし、同号ツ㈡ａ中「ソ㈡ａ」を「ツ㈡ａ」に改め、同号中ツをネとし、タからソをレからツとし、ヨの次に次のように加える。

タ　離陸待機警告灯

㈠　灯器は、滑走路中心線灯列線の両側約一・八メートルの位置の滑走路中心線に平行な二直線上に、滑走路への出入経路と滑走路中心線との接続点上の離陸しようとする航空機から最も見やすい位置から滑走路終端の側に四百五十メートルまでの間に、約三十メートルの等間隔に、かつ、滑走路中心線に対しほぼ対称に設置すること。

㈡　灯光は、航空赤の不動光であること。

㈢　光柱は、滑走路を走行中の航空機から最小限、方位角において、光源の中心を含み、かつ、滑走路中心線に平行な鉛直面から左右それぞれ五度までの範囲及び光源の中心を含む水平面から上方九度までの範囲で見えるものであり、かつ、滑走路中心線の延長線に直交する鉛直面における光柱の断面は、楕円形であること。

㈣　光柱光度は、千五百カンデラ以上であること。

㈤　配光は、航空機にまぶしさを与えないものであること。

㈥　灯器は、その上を航空機の車輪が通過してもそれに耐える構造のものであり、かつ、航空機の離着陸に支障のないように設置すること。

㈦　制御装置を設備すること。

㈧　監視装置を設備すること。

㈨　予備電源設備を有すること。

第百二十六条第十一号中「飛行場灯台」の下に「、離陸待機警告灯」を加える。

別表第五第七項第一号の図を次のように改める。